

令和4年第11回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和4年11月21日（月） 午後1時 開会

場 所 市役所 東庁舎 東A会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	篠原 玲子
教育委員	沖田 行司	教育委員	山本 一博
教育委員	青地 弘子	教育部理事	沢田 美亮
こども未来部長	坂田 耕	管理監(教育総務担当)	中西 美智代
管理監(学校教育担当)	栗田 一路	管理監(校務支援担当)	久田 三智子
管理監(幼児担当)	坂田 紀代子	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長	河合 菊男	八日市図書館長	松野 勝治
教育研究所長	宮居 伝	幼児課長	増井 章恵
幼児施設課長	村田 修一	事務局(教育総務課長補佐)	池元 貴之

以上18名

開会

教育長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から令和4年第11回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第10回定例会」の議事録が、あらかじめ事務局から配付され、確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はありませんか。

各委員

(異議なし)

教育長

ありがとうございます。それでは、「第10回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、「篠原委員」と「沖田委員」に署名をお願いいたします。
今回の第11回定例会の会議録署名委員は、「沖田委員」と「山本委員」を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。
それでは、次第に従いまして、「1報告」から進めさせていただきます。
はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。
11月も下旬となり、紅葉も真っ盛りという時期を迎えました。市内にも紅葉をはじめとした紅葉の名所もたくさんございます。ぜひこの機会に様々なところを訪ねていただき、東近江市の名所を再確認いただければと思っております。
今日は、二つのことを伝えさせていただきます。
一点目は、11月6日に開催した中学生議会についてです。東近江市PTA連絡協議会を中心に実行委員会を組織していただき、初めての取組として開催したものです。当日は、市長をはじめ市幹部が中学生の疑問や提言に対し誠実に答えさせていただきました。

議会からも議長をはじめ多くの議員の皆さんが、議場に足を運んでくださり傍聴いただいたところです。

今の中学生は、小学校の頃から生きる力、生き抜く力を育むための学びに取り組んできています。自分たち自身が課題を見つけ、その課題を解決するために自らが主体的に学ぶということです。知識を取り込むだけでなく、友達との関わりを大切にしながら、友達と意見を交わす中でお互いを理解し合い、その解決策を見つけていくということです。そういう意味で、今回の中学生議会は、まさしくその実践の場になったと感じました。

参加者は、自らが手を挙げてこの中学生議会に参加してくれました。その段階で、それぞれが様々な疑問を持ってきていました。大切な気付きです。そして、その疑問に対し、事前に学習を重ね、より深く考えたり、新たな疑問を感じてくれたりしていました。それは、最初の質問内容と議場という緊張する場において提言してくれた内容の違い、深さ、広がりから感じ取ることができました。

印象に残った質問としては、一つは社会的弱者に対する配慮の必要性への提言、具体的には経済的貧困への支援として近江鉄道の通学費が高いことが高校進学先の選択の幅を狭めているということ。八日市から彦根まで通学するのに年間19万円必要だということです。

後で調べたのですが、近江八幡から彦根までの通学費は年間8万円で、11万円もの差がありました。また、ボランティアグループを作って介護を抱える家庭に対する支援、目に見えず気付きにくい精神障害者への理解を深めるための学習機会を増やし、認識を深める必要があるといった提言もありました。

伝統文化を広めることを目的とした委員会や部活作り、郷土愛を育むことや地域コミュニティと若者とのつながりを深める取組やICTやSNSを活用した東近江市の魅力発信などの提言からは、地域への誇り、愛着を深めることの必要性を生徒たちがしっかり理解していることが伺えました。

もう一点は、みんなが過ごしやすい学校についてです。グラウンドの芝生化や少人数学級の導入、制服、女子のスラックスを選びやすい環境にしてほしいといった提言です。

いずれも、それらの課題、背景、現状を十分調べる中で、新しい施策として取り組めないかと提言をしてくれました。

私は、そんな生徒たちに対し、次のような言葉を送りました。

「皆さんは理事者側からの答弁をどのように受け止めてくれたでしょうか。自分が思うような答弁を得られず、不満を感じている方もあるかもしれません。皆さんも御存知のとおり意見を交わすと違った視点からの考えもあり、自分自身の考えが全て賛同を得られるものとは限らないのです。でも、決して諦めないでほしいのです。自分の考え方が正しいのか、様々な意見を聞く中で検証し、それでも自分自身の考え方が正しいと考えるのであれば、何度でも、挑戦し続けていただきたいのです。私たちも、今回の皆さんの提言から多くのことに気付かせていただきました。その気付きを大切にして、これからの市政運営、教育施策に生かしていきたいと思います。今、社会は大きく変わろうとしています。新しい時代、新しいルールの中で生き抜くためには、自分自身がしっかりとした考え方を持つことが最も大切になってきます。今、理事者側の席にいる者が必ずしも正しいということではないのです。法律や制度が変わればおのずと答えは変わります。皆さんには、ぜひ、今日この日の気持ちを持ち続ける中で成長してくれることを願っています。」というものです。生徒たちには本当に良い経験になったと思いますし、継続して取り組んでいける手立てを考えていきたいと思

っています。

次に、能登川地区小学校の校区再編についてです。このことについては、後ほど担当から詳しく報告いたしますが、私から少し感じたことをお話しさせていただきます。

今回の校区再編では、通学区域審議会からは、山路町自治会、林町自治会、レインボーシティ自治会及び林地区に建設される新しいマンションについては、諮問案のとおり、校区を変更することが妥当との判断をいただき、また、長距離通学の解消を目的とした神郷町、長勝寺町については、自治会や保護者の要望を再検討することとの判断をお示しいただきました。答申をいただいた後、児童の心理的な負担、保護者や地域の思いなどに十分配慮し、柔軟な対応も取り入れながら、時間をかけて地域との協議を重ねてまいりました。地域の皆さんが、十分に納得いただける内容ではなかった点もあったと思いますが、校区を変更するという点について、苦渋の選択をいただいたものと捉えており、感謝申し上げるものです。

具体的には山路町について、諮問では能登川西小学校でありましたが、林町と同様に能登川東小学校を選択されたということです。このことは一番大きな点かと思えます。今後は、これらの校区の児童がよりよい教育環境で、学びを高めていけるよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。また、結果として適正規模化につながらなかった能登川西小学校区の皆様には、混乱を生じさせましたことを心からお詫び申し上げます。

今回、特に感じたこととしては、児童数の減少は大変厳しい状況を迎えているという事です。今回の能登川西小学校については、児童数の推移にあるとおり、昨年の数値では25人前後で推移してきており、ここに山路町の児童が加われば、当面2クラスが維持できると考えていたのですが、今年度の数値で一気に半減となり、今年度の上期の状況も、同様の傾向であったことから、2クラスの確保は大変厳しいと判断したものです。

小学校区別の児童数の推移をみても、今後は単級の学校が増加（現在の10校が13校に増加）することと、複式学級の基準の児童数となることが予想される学校が3年後から現れはじめ、6年後には3校となる見込みです。県内の市町の中には、現在4校の複式学級を抱えている市があり、来年は6校7学級となる見込みだという事です。学校に1クラスであれば、教務や教頭がクラスの指導に当たることにより、複式解消が何とか可能だが複数のクラスとなると、複式解消は出来ないとお話でした。このまま推移していけば、20年後には、児童数の規模格差はさらに広がり、おそらくいくつかの学校が閉校となり、現在、単級の学校の半数程度が複式学級を抱える規模となることが予想されます。子どもたちにとって、よりよい教育環境をどのように整えていくか、今からしっかりと議論を行い、準備していく必要があります。

以上、私からの報告とさせていただきます。

それでは教育部理事から報告をお願いします。

(教育部長報告)

皆様、こんにちは。教育部理事の沢田から教育部の報告をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の関係ですが、前回10月24日の定例会では、1日数人程度の発生で落ち着いてきたと報告させていただきました。しかしながら、その日の午後から急速に感染する児童生徒の報告が増え、10月24日以降、学年・学級閉鎖する学校が8校14クラスにまで増加しました。本日までの報告では、11月の感染者数は、中学校で64人、小学校で183人、学年・学級閉鎖をしているクラスが1クラスと増加傾向にあります。

教育部理事

現在も全国的に増加傾向にあり、いよいよ第8波の到来かと心配をしているところですが、今のところ重症化した児童生徒の報告はなく、現場の先生方もしっかりと対応いただいていることから、学校内での感染拡大は一定押さえられているものと考えています。

一方で学年・学級閉鎖や出席停止となった児童生徒の学習保障の確保は、タブレット端末を活用した遠隔での学習やeライブラリーを使った学習など各学校で工夫していただいておりますが、効果的な学習方法の提供は今後も大きな課題として捉えています。

2点目は、これも前回の定例会において報告させていただきました東近江市いじめ問題対策委員会設置の件です。

東近江市いじめ問題対策委員会につきましては、現在各委員との日程調整を終え、12月1日に第1回の委員会を開催する予定となっております。委員長、副委員長の決定から事案の説明後、協議に入っていただくこととなりますが、教育委員会事務局としては、中立性、公平性の確保に十分配慮した上で調査に協力していきたいと考えています。

次に、11月29日には12月市議会定例会が開会されます。教育部からは今回、一般会計の補正予算とあかね文化ホールの指定管理者の選定についての上程を予定しております。

補正予算の内容につきましては、教育委員会事務局の4月の人事異動等に伴う人件費の精査と電気代の高騰による光熱水費の増額の補正予算となります。

あかね文化ホールの指定管理につきましては、去る10月11日に候補者選定委員会を開催し、これまでに引き続き公益財団法人東近江市地域振興事業団を指定管理者の候補者として選定し、今回の議会において議決を求めるものです。

以上、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

次にこども未来部からお願いします。

こども未来部長

みなさんこんにちは。こども未来部の坂田でございます。

それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

朝夕めっきり寒くなってきましたが、紅葉のほうは見頃となり、市役所周りのもみじも赤く染まってきて、季節の移り変わりを感じております。

新型コロナウイルス感染症については、このところ感染者が増加しており、第8波の予兆とも言われております。これから年末を迎え、インフルエンザの流行とともに注意をしていく必要があると思っております。

本年度は、第2期東近江市子ども子育て支援事業計画の中間年の見直しの年度となっております。令和2年度から令和6年度までの計画となっておりますが、人口推移やニーズの変化、国の制度の状況などを踏まえ計画を見直すこととしますので、教育委員の皆様にも素案がまとり次第お示しさせていただく予定でありますのでよろしくお願い申し上げます。

また、この11月は児童虐待防推進月間と定めており、家庭や学校、地域社会全般にわたり児童虐待防止に深い関心と理解が得られるよう、市庁舎等にのぼり旗の設置やケーブルテレビでの放映など啓発活動に集中的に取り組むこととしております。

先週11月16日の夕方には西友前で街頭啓発を実施し、少しでも多くの方に児童虐待防止が啓発できるよう取り組んでいるところです。

さて、本日の報告事項につきましては、5点ございますが市立ちどり幼稚園整備工事の進捗状況について、能登川地区の幼児施設の整備について、令和5年度幼児施設の入所申込状

こども未来部長	<p>況について、市立認定こども園給食調理業務委託事業者の選考結果について、保育の仕事 I N 東近江の開催について、後ほど御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上、こども未来部からの報告といたします。</p>
教育長	<p>ただ今の報告について御意見、御質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(特になし)</p>
教育長	<p>続きまして、「2 議案」に移ります。「議案第 14 号東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」担当課から説明をお願いします。</p>
管理監（校務支援担当）	<p>学校教育課の久田です。それでは、議案の説明をいたします。</p> <p>議案第 14 号「東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、学習者用タブレット端末等を学校外等において活用するに当たり、その取扱いに関し、一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものです。</p> <p>タブレット端末については従来学校内での使用を想定し要綱を策定しておりましたが、「学校外での使用はできないか」「修学旅行や校外活動の記録としてタブレットを持って行きたい」といった御相談を学校から多くいただいていたところです。これらの声を受け、よりタブレット活用の幅を広げるために改正を行うものです。</p> <p>新旧対照表を御覧ください。まず、現行の第 2 条の次に、新設で、第 3 条の「タブレット端末等の使用」、第 4 条の「タブレット端末等の持ち帰り」及び第 5 条の「タブレット端末等の管理」を加えるものです。</p> <p>改正案の第 3 条第 1 項は、タブレットの使用について、学校が行う教育活動、児童生徒が行う学習活動において使用することを明文化しました。ここでいう学校が行う教育活動には、従来どおりの学校内での使用と、地域学習、校外活動、修学旅行など学校外での使用、いわゆる学校外へ「持ち出し」を想定しています。</p> <p>次に、改正案の第 3 条第 2 項につきましては、教職員によるタブレットの適正な使用について、児童生徒に対し継続して指導することを明記しました。学習の目的で使用するのであって、遊びのために使用するのではないことを継続して指導するよう規定しました。</p> <p>次に、改正案の第 4 条につきましては、学校外のうち、児童生徒が家庭に持ち帰っての使用を定義しました。「宿題」を想定し、持ち帰った翌授業日に学校に持ってくることにしています。1 泊 2 日が基本と考えていますが、土日を挟む場合や夏季・冬季の長期休業日も可能と考えています。また「持ち帰り」を行う場合に、事前に保護者に対して「持ち帰り」を行うことを連絡し、了解を得ることとします。</p> <p>次に、改正案の第 5 条につきましては、「持ち出し」「持ち帰り」を実施することについては校長による判断とし、タブレットの管理を確実にを行うために、新たに「学習者用タブレット端末等管理台帳（様式第 1 号）」を策定しました。担当教職員によるタブレットの取扱いについての事前指導、管理職による事前及び返却後の確認をすることで、適正な管理ができるようにしました。また、簡易な様式とすることで学校現場の負担を軽減するよう努めました。</p> <p>次に現行の第 3 条中「該当し、校長がオンライン授業を行うと判断した」を「該当する」に、「及び生徒（以下「児童等」という。）」を「等」に改め、「児童等の」及び「(以下「保護</p>

管理監（校務支援担当）	<p>者」という。）」を削りました。</p> <p>また、第8条第5号中の「貸与物品亡失等届（様式第3号）」を「物品亡失等届（様式第4号）」に、同条第6条中「伴い」の次に「、故意又は過失により」を加えました。</p> <p>以上の改正に伴いまして、様式につきましても改正を行い、また「学習者用タブレット端末等管理台帳」の1様式を追加しました。</p> <p>なお、今回の改正に合わせて各条文の条項の整理をしております。</p> <p>説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等ございませんか。</p>
青地委員	<p>タブレットの件で、様式第4号（第11条関係）物品亡失等届の中に亡失という区分がありますが、破損、汚損は端末を学校へ返却されるので基本的に端末のやり取りがあり問題ないと思いますが、亡失の場合は口頭と届出で失くしましたという報告をすればいいのですか。</p>
管理監（校務支援担当）	<p>亡失ということで、失くしましたということの届出をしていただくことにはなりますが、今まではそのような事例はありません。</p>
青地委員	<p>保護者からの届出を受理するということですね。基本的に亡失する場合というのは、どのような場合でしょうか。家と学校との往復で基本的に一日ですよ。なかなか具体的なケースは思いつかないですね。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>携帯電話と同じように、どこかに置き忘れてしまって、場所を思い出せないということが考えられますが、ある程度大きなものですので、そのようなことはないと思われませんが可能性がない訳ではありませんので。</p>
青地委員	<p>もし亡失するようなことがあれば、どのような状況で亡失したかを記入してもらうことは必要かと思えます。また他の児童にも同じような間違いをしないよう、各家庭にも注意していただくよう伝えていただければと思います。</p>
教育長	<p>高島市では端末にGPSが入っていて、持ち帰って体温を入力したり、家庭学習に利用しているようです。旅行の際にも持って行っているということですので、そのような際に亡失することはあるかもしれませんが、大きいものですので失くしたりすることは、なかなかいかと思います。</p>
山本委員	<p>高島市の話もありましたが、全国的にタブレットを使うようになって、持ち帰りのことも聞いたことがあります。対応としてはどうですか。遅れていたり、平均であったり、滋賀県内で持ち帰りの環境をまだ整えていない市町があったりとか、どのような状況ですか。</p>
教育研究所長	<p>要綱を作る時に、いろいろな情報を集めて検討をしましたので、ここまで時間がかかったというのが事実です。昨年度の夏季休業中に持って帰ったという地域がありましたが、そこ</p>

教育研究所長	<p>でてきた課題がありますので、また一つの市内でも持ち帰りが進んでいる学校もあれば、止まっている学校もあります。そのような中、市内としていかに持ち帰りを進めるかを、現場の声も踏まえ、かなり細かい手順で、学校側指導側の立場、また保護者の立場からもどうだろうかということについて、検討を加えて進めてきたところです。今回このタイミングで思い切って行こうということになりましたので、いわゆる標準か、確実に進んでいるのではないかなと思っています。</p>
山本委員	<p>ありがたい話です。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、「議案第 14 号」につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>「議案 14 号 東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続きまして、「議案第 15 号 東近江市小中学校事務支援センター要綱の一部を改正する訓令の制定について」担当課から説明をお願いします。</p>
管理監 (校務支援担当)	<p>議案第 15 号「東近江市小中学校事務支援センター要綱の一部を改正する訓令の制定について」学校教育課から説明いたします。</p> <p>提案理由としましては、小中学校事務支援センターの効率的な事務を推進するため、北部分室を設置するに当たり、一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものです。</p> <p>新旧対照表を御覧ください。</p> <p>第 2 条に、支援センターの名称及び位置を定めておりますが、ここに「東近江市小中学校事務支援センター北部分室」の名称と「東近江市五個荘小幡町 227 番地 (東近江市五個荘中学校内)」の位置の追加を行うものです。</p> <p>小中学校事務支援センターは、各小中学校に配置されている、学校事務を執行する事務員の業務について、学校規模が異なることによる事務負担の偏(かたよ)りを軽減し、物品等の共同調達を行うことにより効率的な予算執行を行うために組織されているもので、平成 23 年に八日市南小学校に設置されました。しかし、東近江市は地域が広いことから、移動に時間がかかり、それが大きな負担となっていました。そこで、事務支援センターの分室を五個荘中学校内に設置し、五個荘・能登川地域に拠点設けることで移動時間を短縮し、より効率的な事務の執行を図るものです。</p> <p>説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等ございませんか。</p>
山本委員	<p>移動の負担ということですが、新たに設置する五個荘だと八日市南小学校の位置を考えると、さほど効果があるとは思えないのですが。</p>

管理監（校務支援担当）	北部分室は、主に能登川・五個荘地域部会と愛東・湖東地域部会が使用されます。その他の八日市地域部会、永源寺・蒲生地域部会は八日市南小学校の従来の事務室を使用されます。
山本委員	もう出来ているのですか。
管理監（校務支援担当）	部屋は出来ていまして、この夏休みに行政のシステムも整備しましたので、今は事務処理をされています。
山本委員	今までは八日市南小学校だけで、能登川・五個荘地域だと五個荘にできると近くなると思いますが、愛東・湖東地域は八日市南小学校の方が近いではありませんか。 結果としてはいいのですが、移動の負担という説明は説得力に欠けるかなと思いました。
管理監（校務支援担当）	八日市南小学校の事務室がそんなに大きくなく狭いので、分室という形で分けて作業をしたほうが、効率がいいということで分室を設置しました。
山本委員	それでしたら、作業スペースのことを言われたほうが、移動距離の負担軽減の説明をされるよりいいかと思いました。事務作業をする場所を増やしていただくことは、いいことかと思えます。
教育長	ありがとうございます。東近江市の事務支援センターは県内でも先頭を走っています。さらに事務を効率的にするものですので、よろしくお願いします。 それでは、「議案第15号」につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	「議案15号 東近江市小中学校事務支援センター要綱の一部を改正する訓令の制定について」は原案のとおり承認いたします。 続きまして「3報告事項」に移ります。 11月14日に行われた、福祉教育こども常任委員会協議会の報告について、まずは教育部生涯学習課からお願いします。
生涯学習課長	生涯学習課の中西です。私からは東近江市あかね文化ホールの指定管理者候補者の選定結果について報告させていただきましたので、説明いたします。 現在、あかね文化ホールの指定管理は、令和2年度から令和4年度までの3年間、公益財団法人東近江市地域振興事業団が指定管理者として同施設の管理運営を行っています。 令和5年3月31日を以って指定管理期間が満了するため、令和5年4月1日からの指定管理者を選定する必要があります。 そこで、これまでも市内公共施設の指定管理者として多くの指定を受け、実績のある東近江市地域振興事業団を特定団体として、10月11日に指定管理者候補者の選定審査会を開催しました。 審査の結果、同法人を候補者として選定し、令和5年4月1日から令和8年3月31日ま

生涯学習課長	での3年間、指定管理者といたしたく、12月議会に上程したいと考えております。報告事項は、以上です。
教育長	あかねホールの指定管理者の件についての報告ですが、御質問はありませんか。
各委員	(特になし)
教育長	それでは、続きまして能登川地区校区再編について教育総務課からお願いします。
管理監（教育総務担当）	<p>教育総務課の中西です。能登川地区の校区再編については、前回の教育委員会定例会にて報告しました内容に加えて、山路町自治会において方向性を決めていただきましたので、その件を含めて常任委員会協議会で報告しました。</p> <p>本日はその説明をいたします。お手元に能登川地区校区再編に係る対象自治会一覧表をお配りしましたので御覧ください。</p> <p>前回から変更があったのは山路町自治会についてです。</p> <p>10月23日に開催した保護者説明会において、最終の校区をどのような方法で決めるのかということについて御意見をいただきました。事務局としては、能登川地区の小学校の適正規模化を図るには、諮問のとおり能登川西小学校として進めるのが望ましいと考えておりましたが、説明会や説明会後の保護者の御意見、山路町自治会の役員会との協議の中で、保護者の意見をしっかり聞く必要があると判断しましたので、山路町の0歳児から小学4年生の児童を持つ保護者121世帯を対象に、アンケート調査を行いました。</p> <p>山路町自治会では、11月12日に開催された臨時役員会において、その結果を参考に協議をしていただき、最終的に新しい校区を能登川東小学校とすると決めていただきました。</p> <p>その主な理由としては、保護者アンケートで能登川東小学校の方が多かったことや能登川西小学校では通学時に山路町単独であること、農道を通学路としたのでは危険なこと。加えて山路町が能登川西小学校へ行くことで2クラス編成を確保するとしていたが経過措置で当面1クラスにしかならないこと、将来的にも2クラスの維持が難しいこと。一方、能登川東小学校なら歩道が整備されており、近隣の林町や躰光寺町と一緒に通学でき安全性が確保できること。また、2クラス以上確保が可能なことなどを考慮された結果であったと思われる。</p> <p>一覧表を見ていただくと、分かりますように、これで新しい校区は能登川東小学校のみとなりましたが、答申の説明の中で、審議会会長から能登川西小学校と能登川東小学校の両方の学校の適正規模化が図れなくても、どちらか一方の学校の適正規模化は図れると判断されているように、能登川東小学校の適正規模化は図れることとなりますので、事務局としても、自治会が決めてくださった新しい校区を尊重して進めていきたいと考えています。</p> <p>後は、11月27日に林町自治会においての説明会を残すのみとなりました。</p> <p>方向性はこの一覧表から変更はないものと思われしますので、12月の定例会において、校区再編に係る、新しい校区と移行時期についての議案を提出できるように進めていきます。</p> <p>なお、教育委員さんのお手元には、10月23日に開催しました山路町自治会保護者説明会報告書、アンケート調査結果を資料としてお配りしています。お目通しくださいますようお願いいたします。私からの説明は以上です。</p>

教育長	ただ今の校区再編の報告について御意見、御質問はありませんか。
篠原教育長職務代理者	林町の事務局案で特例措置として、「令和6年度以降も、入学時に希望する場合は、能登川南小学校へ通学することができる。」とありますが、これはレインボーシティとデュオヒルズだけでしょうか。
管理監（教育総務担当）	はい、そうです。
篠原教育長職務代理者	山路町と林町の自治会は、「入学時に兄弟が能登川南小学校に在籍している場合は、能登川南小学校へ通学することができる。」ですが、違うのはなぜですか。
管理監（教育総務担当）	特例措置として、当初は兄弟がいる場合のみを考えていましたが、レインボーシティ自治会とデュオヒルズ能登川駅前について、山路町、林町と同じようにした場合、新校区に通学する児童が15名だけになること、また校区変更をした場合、通学距離が延びること、通学路の安全面などを考慮し、入学時に希望すれば能登川南小学校へ通学することができるとなりました。
篠原教育長職務代理者	通学することができるということですね、
管理監（教育総務担当）	はい、新校区を希望されれば、新校区に通っていただくことは可能です。
篠原教育長職務代理者	レインボーシティとデュオヒルズ能登川駅前は、能登川南小学校が最終決定校区になるということですか。
管理監（教育総務担当）	校区は、能登川南小学校から能登川東小学校に変更となります。校区は変更しますが、特例措置として能登川南小学校に通っていただくことができるということです。
篠原教育長職務代理者	極端に児童数が増えることはないということですね。
管理監（教育総務担当）	レインボーシティについては、新たに住宅が建つ区画がない、また今年度の出生も現時点では0名であり、新たに転入されるケースも考えにくいことから、これから子どもの数が増えていく可能性は低い状況ですので、そのまま能登川南小学校へ通学していただくことができるとしました。
篠原教育長職務代理者	入学時に希望した場合、それ以降もですよ。

管理監（教育 総務担当）	<p>はい、そうです。デュオヒルズ能登川駅前につきましても、転入される児童数が当初の見込みより少ないということ、能登川地区内の転居が数件ありますが、総じて児童数がそんなに多くないと確認しています。また入居開始が令和5年3月ですので、令和5年度には能登川南小学校に入学、転入されることから、レインボーシティと同様の内容としました。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。校区を能登川南小学校のままにすればいいという考え方もありますが、答申にありましたように児童数の推移を勘案しながら協議するようにとの付帯意見をいただいていますので、その内容に沿った案となっています。</p>
篠原教育長職 務代理者	<p>長勝寺辺りで結構新しい住宅が建っていると思いますが、新しい住宅も能登川南小学校になるとと思いますが、能登川南小学校の児童数が今後増えることで、また違う地域が能登川南小学校から移ってもらうということにならないですか。</p>
管理監（教育 総務担当）	<p>現在の児童数推計では、長勝寺や新たな住宅の児童が能登川南小学校に通学することになるのは少し先の話になり、今回山路町と林町が校区変更していただきますので、将来的には問題ないと考えています。</p> <p>当初の案では一斉転校としていましたが、在校生と兄弟がいる新入学生は能登川南小学校に通学することができることとしたため、能登川南小学校に一定数の児童が残ることになりました。山路町が能登川西小学校に移っても、児童数、クラス数がそれほど増えないことが山路町として西小学校か東小学校の選択で悩まれたことだと思います。</p>
山本委員	<p>山路町としては複数の学級があるということが、能登川東小学校を選択した最大の要因だったということですか。</p>
管理監（教育 総務担当）	<p>山路町の保護者としては、能登川南小学校で学ばせたいと思っておられる方が多くあり、切磋琢磨する教育環境の中で子どもが育ってほしいということから、複数クラスがいいという御意見が多くありました。</p>
山本委員	<p>教育長の報告にもありました、今後の児童数の推移のことを思うと考えないといけないことだと思います。はっきり先の状況がわかっているだけに大きな課題ですね。</p>
教育長	<p>今回の場合は能登川駅周辺に三つの小学校が比較的近い距離にあることから、校区を切り分ける形で適正規模を多少なりとも補正できましたが、今後他の地域で今回のように校区を切り分けて解消できる場所は、通学距離を考えますとほぼ不可能だと思っていますので、それぞれの小学校ではそのような状況の中でどうするのかということを考えていく必要があると思っています。例えば政所小学校の場合、あれだけの距離があって、児童数が少なくなったので通学バスという方法を使い、統合ができましたが、他の地域では通学バスを使うには児童数が多い。40人を超えてくると一回では運べないということもありますので、そのようなことも含めてどうすればいいかということを考えなければならない。おそらく全国的には先頭を走っている地域もあると思いますので、そういった地域の取組も参考にしながらしっかりと考えていく必要があると思います。</p>

管理監（教育 総務担当）	篠原委員の先ほどの御質問ですが、長勝寺の新しい住宅は入居時にまだ子どもがいない世帯が入られる割合が高いと予測をしまして、その世帯の子どもが小学校に入学される5年、6年先には能登川南小学校に残っていただく在校生が卒業されていきますので、入れ替わるような状態になると見込んでいます。
教育長	よろしいでしょうか。それでは、続きましてこども未来部幼児施設課からお願いします。
幼児施設課長	<p>幼児施設課の村田です。よろしくお願いします。</p> <p>市立ちどり幼児園整備工事の進捗状況につきまして、10月末時点の進捗状況を報告しております。資料は、A4、2枚になります。</p> <p>建築工事につきましては、増築部の鉄骨工事が完了し、屋根工事を行っているところです。また、土間のコンクリート工事を行いました。進捗率は37.84パーセントで、ほぼ計画どおりです。引き続き、屋根工事を行い、外壁、内装工事を進めていきます。</p> <p>機械設備工事につきましては、給水設備などの配管工事を行っているところです。進捗率は23.27パーセントで、約9パーセントの遅れです。</p> <p>電気設備工事につきましては、電灯、通信設備などの配線工事を行っているところです。進捗率は13.5パーセントで、ほぼ計画どおりです。</p> <p>機械設備工事の進捗率は計画より下回っておりますが、建築工事と調整を行いながらの施工となりますので、特に遅れることなく進んでおります。引き続き、建築工事と調整を行いながら、工事を進めていきます。</p> <p>また、特に大きな変更は生じておりませんが、建築工事におきまして、旧遊戯室床の仕様変更による増、新遊戯室の移動ステージを壁面収納ステージに変更したことによる増、これは、園児の安全性を考慮したことによるものです。園庭から遊戯室入口のスロープを取り止めたことによる減など変更が生じております。</p> <p>2枚目に付けております資料につきましては、上段の左側は、増築部の屋根状況、右側は、増築部の土間コンクリート状況です。下段の左側は、改修部の内部状況、右側は、改修部の間仕切り状況となります。</p> <p>報告は以上です。</p>
教育長	ただ今の報告について御意見、御質問はありませんか。
青地委員	ちどり幼児園の住所を教えてくださいませんか。
幼児施設課長	東近江市伊庭町になります。
青地委員	学区は能登川西小学校ですね。
幼児施設課長	はい、能登川西小学校です。
教育長	今回、0、1、2歳児のクラスは増えていますか。

幼児課長	クラスは増えていませんが、定員は6名増となっています。
教育長	東近江市全体で子どもの数が減っている中で、どの部分が不足しているかと言えば、0、1、2歳児だと思いますので、せっかく増築するのであれば、もう少し定員を増やしてもよかったですかなという感想です。保育士の配置のことも含めて考えないといけない問題だと思いますが、その部分でなかなか待機が解消されない状況だと思いますので。
幼児課長	ちどり幼稚園の部屋の構成が、元々3歳児が2クラス、4歳、5歳児が各1クラスの構成でして、3歳児の2クラスがそのまま上がってもらえないので、受け入れの数を制限している状況にあります。今回の大規模改修で4歳、5歳児のクラス数を増やすことで3歳児をしっかり受け入れられるようにするとともに、3歳未満児も6名ではありますが増員したということです。
教育長	3歳児の人数に対して、4歳、5歳児が不足するという考え方ですか。能登川地域の3、4、5歳児でいうと、他にもいくつかの園がありますが、ちどり幼稚園において不足している見通しということですね。そのような中で、0、1、2歳児は何とか対応できるということですか。
幼児課長	後ほど申し上げますが、能登川地区においてJR沿線沿いの琵琶湖側と五個荘側とは、人口分布で五個荘側に0から5歳児の6、7割がいらっしゃる状況でして、琵琶湖側としては、ちどり幼稚園、能登川にじいろ幼稚園、八宮こども園がありますので、幼児施設の整備ができていますが、五個荘側にはもう一箇所整備を考えており、長勝寺町付近の宅地造成のこともありますので、今後0から5歳児が増えていくだろうとの予測をしており、五個荘側で3歳未満児も受け入れできる施設を整備する計画をしています。
教育長	<p>今後3、4、5歳児の数が減っていく中で、琵琶湖側の施設の定員を満たすことができるのかという議論もしていただきたいと思います。</p> <p>他にございませんか、それでは続いて能登川地区の幼児施設の整備について、報告をお願いします。</p>
幼児施設課長	能登川地区の幼児施設の整備につきまして、市が土地の確保に向けて、その土地において施設を設置、運営する事業者を公募する方向で進めていくということにつきましては、9月の教育委員会定例会にて報告をさせていただいているところです。その後、土地の確保に向けまして、土地を選定し土地を所有しています事業者と協議、内諾に向けて進めているところです。場所につきましては、現在内諾に向けて進めていますのでお示しすることはできませんが、内諾をいただきましたら、地元への説明、境界確定、土地の売買契約の締結を進めさせていただきまして、令和5年度に設計、令和6年度に建設の予定で令和7年4月の開所に向けて取り組んでおります。報告は以上です。
教育長	ただ今の報告について、御意見、御質問はありませんか。

各委員

(特になし)

教育長

それでは続きまして、幼児課からお願いします。

幼児課長

幼児課の増井です。よろしくお願ひいたします。

令和5年度幼児施設の入所申込状況について報告いたします。資料はございません。

令和5年度の幼稚園、保育所、認定こども園の入所申込みについて、10月から入所受付を開始し末日に締切したところです。入所申込状況についてですが、3歳以上の保育園児の2号認定及び3歳未満の保育園児の3号認定の申込人数は、合計3,031人でした。前年度と比較して減少しています。

受入枠の確保としては、ちどり幼稚園の定員を43人増加させたほか、保育人材の確保に取り組むなど、一人でも多くの児童が入所できるよう受入れ枠の確保に努めていきたいと考えています。

今後の日程としましては、年内に入所調整を行いまして、1月中頃には入所決定を行う予定ですのでよろしくお願いします。

市立認定こども園給食調理業務委託事業者を選定結果について報告いたします。こちらも資料はございません。中野むくのき幼稚園、あかね幼稚園の2園に係る給食調理業務委託事業者の募集を行ったところ、応募者は4社でした。提案書類に基づく提案説明を受けて審査を行いました。審査の結果、契約候補者を選定いたしましたので、御報告します。今後は、令和5年4月1日の業務開始に向けて、選定事業者と契約締結、具体的な業務開始に向けての協議を進めてまいりたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

保育の仕事 就職フェア I N 東近江の開催について報告いたします。資料はA4縦置き、カラー刷り、「保育の仕事 就職フェア I N 東近江」とあるチラシになります。

開催日は12月3日(土)、時間は10時から12時まで、場所は新館3階会議室で開催いたします。申込み期間は、11月14日(月)から12月2日(金)まで、幼児課窓口、電話等で受付をしています。民間園から、そらの鳥こども園、ふたばこども園、かすが保育園、くすのき保育園の4園も参加いただきます。保育現場を理解し、より関心を持っていただけるよう、保育士の体験談、就職相談コーナー、私立園のブース、など用意しています。東近江市の保育現場の良さをアピールし一人でも多く保育人材を確保できるよう取り組みたいと思っています。報告は以上です。

教育長

ただ今の報告について御意見、御質問はありませんか。

沖田委員

(保育の仕事、就職フェア I N 東近江について) 東近江市で保育士の方が足りないということですか。保育士で就職される方が足りない、満たしている、満たしていない、どのような状況ですか。

幼児課長

今、満たしている分で園児を受け入れています。待機児童が実際は発生しています。

特に3歳未満児になりますと配置基準が細かくなりますので、今後人材を確保することは大切だと思っています。

沖田委員	私の大学でも、保育士を養成していますので、ぜひ大学でも周知したいと思います。
教育長	実施時期は今のタイミングがいいということですか。
幼児課長	正規職員の追加募集がありまして、こちらは11月末の期限でしたが、会計年度職員の先生も確保もしたいと考えています。就職フェアは年2回実施していきまして、5月28日に続いて今回が2回目となっています。何とか人材の確保をしていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。
篠原教育長職務代理者	毎回何名ぐらいの方が参加されますか。
幼児課長	ここ2年間の実績ですと、20名ぐらいの参加者となっています。もう少し来ていただくとありがたいと思っておりますが、昨年はコロナの影響で学校から参加の制限があるなど、やや少なくなっています。
篠原教育長職務代理者	一回離職されて、また就職を考えている方の参加もありますか。
幼児課長	新規採用の方が多いという状況ですが、中には再就職を希望されている方もあります。
教育長	認定こども園の給食調理業務の今後の動向はどう考えていますか。
幼児課長	今後の動向は、全園委託の方向で進めさせていただきたいと思っておりますが、令和7年度に職員数が大幅に減少するという状況がありますので、中野むくのき幼児園とあかね幼児園での委託の検証を行い、令和7年度から段階的に進めていきたいと思っております。
教育長	はい、ありがとうございました。その他御質問はありますか。
各委員	(特になし)
教育長	それでは、続きまして「4その他」に移らせていただきます。 各課から報告をお願いします。
各課報告	<ul style="list-style-type: none"> ○教育研究所・・・教育研究所だより【No.230】 ○生涯学習課・・・報告事項（事業報告、計画） ○図書館・・・報告事項（報告事項、計画）、パーカッションライブ
教育長	ただ今の報告について御意見、御質問はありますか。

青地委員

教育研究所だよりの感想ですが、読ませていただいて、大変内容が充実しているなと感じましたので、感想をお伝えしたいと思います。例えばどういったところかと言いますと、一つ一つの講座に対しての目標、この講座はこのような目当てでやっているというのが、とてもわかりやすく統一されている。それに対して内容がうまくまとめられていて、最後に受講者の感想がそこに基づいて、どんなことを学び取ったかが書かれていて、大変上手にまとめられているので、楽しく読ませていただきました。

教育長

その他、よろしいでしょうか。

各委員

(特になし)

教育長

続きまして、10月31日、11月1日に開催されました、令和4年度滋賀県都市教育委員会連絡協議会県外研修について、御参加いただいた山本委員から報告していただきます。

山本委員

(研修会報告)

- ・ 基調講演『つながりで育む「ひと」、そして「ふるさと」』
- ・ 講師 NPO法人 長崎SDGsクラブ副代表理事 江頭 明文 氏
 - ①教育は人材育成である
 - ②教育を小さくくくるな!
 - ③ふるさとを愛する子は、ふるさとに愛された子

教育長

ありがとうございました。何か御質問等ありますか。

各委員

(特になし)

教育長

以上で全ての案件が終了しました。全体を通じて何かございますか。

各委員

(特になし)

教育長

次回の第12回定例会ですが、令和4年12月22日(木)午前10時15分から開催しますので、よろしくお願ひします。

令和5年第1回定例会の日程調整を行います。1月23日(月)の午後、24日(火)、25日(水)の午前、午後、30日(月)の午前のいずれかで開催したいと考えておりますが、委員の皆様の御都合はいかがでしょうか。

(日程調整)

教育長

それでは、1月30日(月)の午前で開催しますのでよろしくお願ひします。
事務局から当面の日程について連絡があります。

(事務局から連絡)

教育長

本日の内容は全て終了しました。その他、皆様から何かございますか。

各委員

(特になし)

教育長

以上をもちまして、令和4年第11回教育委員会定例会を終了させていただきます。

会議終了

午後2時50分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
